令和６年度弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、「健康都市弘前」の実現に向け、市内企業及び誘致企業が取り組む健康医療関連産業分野における事業を促進し、本市における健康医療関連産業の集積及び拡大を図ることで、市内経済の発展及び雇用の創出に資するため、令和６年度予算の範囲内において、弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成１８年弘前市規則第５７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業　別表第１に掲げるもの（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の事前研究及び可能性調査、研究開発及び技術開発並びに事業化及び販路拡大（自社製品又はサービスの販売又は提供により収益を得るために行われるものを除く。）をいう。

(2) 市内企業　市内に本社又は主たる事業所を有する法人又は個人をいう。

(3) 誘致企業　市が弘前市誘致企業の認定に関する取扱要領（平成３０年３月２０日施行）に基づき誘致認定した企業のうち、補助金の交付の申請時点において市内の工場、事業所、研究施設等で操業を開始した月の翌月から起算して３６か月を経過していないものをいう。

(4) 市税等　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものをいう。

ア　申請者（補助金の交付を申請する者をいう。以下同じ。）が法人である場合　申請者に課税されている法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）

イ　申請者が個人である場合　申請者に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、市内企業又は誘致企業とする。ただし、令和４年度及び令和５年度において納付すべき市税等を滞納している者を除く。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、別表第２に掲げるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、過去に同種の補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金の交付の対象となった経費と実質的に同一と認められる経費については対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額から市以外の者から交付される

補助金等の額を控除した額の３分の２に相当する額（当該相当する額に１円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てた額）又は１，０００，０００円（誘致企業にあっては、２，０００，０００円）のいずれか少ない額以内の額とする。

（交付申請）

第６条　規則第３条の補助金等交付申請書は、令和６年度弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（様式第２号）

(2) 収支予算書（様式第３号）

(3) 補助対象経費の内容を明らかにした見積書等

(4) 申請者の直近２期分の決算報告書又はそれに類するもの（有しない場合を除く。）

(5) 申請者の定款又はこれに代わる書面（個人による申請である場合を除く。）

(6) 主たる事業所の所在地がわかる書類（法人による申請である場合を除く。）

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　第１項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第７条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第５条の規定により付された条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和６年度弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金事業変更承認申請書（様式第４号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、補助対象経費の総額の２０パーセント以内の増減（補助金総額の増額を伴わないものに限る。）の場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、令和６年度弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業により取得した財産を市長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合は、市長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を市に納付すること。

(5) 補助事業により取得した備品、機械等のうち取得価格が１件当たり５００，０００円（税抜）以上のもの（以下「処分制限財産」という。）について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に規定する耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまでは、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率

的な運用を図ること。

（交付決定）

第８条　規則第６条の補助金等交付決定通知書は、令和６年度弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金交付決定通知書（様式第６号）とする。

（申請の取下げ）

第９条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して１０日を経過した日とする。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の補助事業等実績報告書は、令和６年度弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第７号）とする。

２　前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書（様式第８号）

(2) 収支決算書（様式第９号）

(3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し

(4) 補助事業を実施したことがわかる書類等

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　第１項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第７条第２号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して２０日を経過した日とする。

５　第１項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の補助金等交付額確定通知書は、令和６年度弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金交付額確定通知書（様式第１０号）とする。

（財産の管理及び処分）

第１２条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した備品、機械等（以下「備品等」という。）についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

２　規則第２０条ただし書の市長が定める期間は、処分制限財産の耐用年数を経過するまでの期間とする。

３　規則第２０条第２号の市長が定めるものは、処分制限財産とする。

（補助金の請求等）

第１３条　補助金の請求は、令和６年度弘前市健康医療関連産業創出育成事業費補助金請求書（様式第１１号）を市長に提出して行うものとする。

２　補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して３０日以内に口座振替により交付する。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和６年度の補助事業について適用する。

別表第１（第２条第１号関係）

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第２条第１項に規定する医薬品 (2) 医薬品医療機器等法第２条第２項に規定する医薬部外品 (3) 医薬品医療機器等法第２条第４項に規定する医療機器及びこれらの部品、部材 (4) 医薬品医療機器等法第２条第９項に規定する再生医療等製品及びこれらの関連資機材 (5) 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成５年法律第３８号）第２条に規定する福祉用具及びこれらに類するもの (6) 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成２１年内閣府令第５７号）第２条第１項第５号に規定する特定保健用食品 (7) 食品表示法（平成２５年法律第７０号）第４条第１項の規定に基づく食品表示基準（平成２７年内閣府令第１０号）第２条第１項第１０号に規定する機能性表示食品 (8) 創薬研究のための支援及び受託サービス (9) 上記以外の健康の保持及び増進又は疾病予防等を通じた健康寿命の延伸に資する商品又はサービス

別表第２（第４条関係）

補助事業の区分	費目	内容
事前研究及び可能性調査（F／S）に要する経費	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	機械装置費	機械装置又は工具器具の借用及び外部施設等の利用に要する経費
	外注加工費	外注加工等に要する経費
	技術指導受入費	外部専門家等から技術指導の受入れに要する経費
	調査等委託費	技術調査、特許調査、市場調査、試験分析等の調査委託に要する経費
研究開発及び技術開発に要する経費	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	機械装置費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	外注加工費	外注加工等に要する経費
	技術指導受入費	外部専門家等から技術指導の受入れに要する経費
	調査等委託費	研究開発に係る試験分析、有効性及び安全性評価の調査委託に要する経費
	共同研究費	大学、研究機関等と共同で行う研究開発に要する経費
	産業財産権導入費	技術開発に必要な産業財産権の導入に要する経費
事業化及び販路拡大に要する経費	調査等委託費	事業化に係る市場開拓、有効性及び安全性評価の調査委託に要する経費
	許認可申請経費	事業化に係る各種許認可、規格取得に要する経費
	展示会等出展費	展示会、見本市等への出展に要する経費
	広告宣伝費	広告宣伝に要する経費